

令和3年第4回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和3年12月7日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	大久保慶一
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第4回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、同意案件2件、専決処分の承認1件、契約の締結1件、条例の一部改正5件、補正予算5件、計14件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は令和3年第4回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、9月30日、緊急事態宣言が解除され、福岡県内においては感染者は減少し、連日、1桁台が続いております。これもワクチン接種が進むとともに、皆様の新生活様式の実践によるものと感謝しております。しかしながら、ここに来て変異型、

オミクロン株の出現が懸念されるところですが、3回目のワクチン接種に向けて準備を進めております。

町民の皆様には引き続き基本的な感染予防対策の徹底など、「新しい生活様式」の実践をお願いいたします。

また、政府は新型コロナウイルス禍で打撃を受けた経済を下支えすべく、大型補正の編成を打ち出しました。感染拡大防止と地域経済の活性化を両立させるため、国の補正予算に対応した事業に取り組んでまいります。

さて、本定例会には議案等14件を提案申し上げます。議案の提案理由につきましては後ほど説明いたしますが、慎重な御審議を賜りまして全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、1番山下茂君、7番丸山修二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る12月1日、議会運営委員会に諮ったところ、12月7日から12月15日までの9日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は12月7日から12月15日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

9番池尻浩一君の登壇を求めます。

○9番（池尻浩一）

では、皆さんおはようございます。9番池尻です。通告に沿って質問させていただきます。

まず、国内に影響を及ぼします鳥獣等の被害、町における動物被害の状況について質問させていただきます。

近況、国内において鳥インフルエンザを運ぶ野鳥や、特に、町のほうでは鹿やイノシシ、また、猿などの鳥獣被害が頻繁に起こっております。毎年、国内では農作物被害で200億円前後の被害が出ているとされています。さらに、林業被害、人的被害等を含めると金額では計算できないというような話が出ております。さらに、全国的にまだ報告されていない、把握できていない状況が多いとされ、また、正確には出し切れないとされています。

そのような中、市町村でもいまだに調査できていない、公表できていない、報告がされていないということが多い中、町での被害報告、これはどういうふうになっているか、対策はどのようにされているか、伺いたいと思います。

福岡県でも第二種特定鳥獣管理計画を策定し、その対策を取っている中、内容としては、市町村における捕獲を推進する、捕獲による人材育成に努める、地域一体の取組を行う、くくりわなの捕獲を認める、獣肉としての利活用を図ることを推進するなどなど、その他たくさん課題を出しておりますが、まず、町では猟友会の方々が捕獲に対し協力いただく中、現在の狩猟免許所有者、わな猟の免許所有者などどのくらいいらっしゃるのか、また、その推進としてどのような動きがあるのかを伺いたいと思います。

また同様に、県の管理計画の中の捕獲の推進に関する補助等があるのか。例えば、他県ではイノシシの捕獲1頭につき県が2,500円、担当の市町村が2,500円、合わせて5千円が一般的に払われていると聞きます。また、各種減免措置があります。広川町でもワイヤーメッシュの電気柵、そういったものの補助が毎年出されていますが、また、免許取得費の半額を補助するといったものも他県では行われています。

そして、最近ではペット被害もよく伺います。コロナ禍で飼ったものの、イメージが違った、大きくなり過ぎた、なつかない、子供を産んで増え過ぎて対応できない、そういった理由で捨ててしまったという事由がテレビでも報道されています。また同様に、テレビのCMの中でも、正しい猫の飼い方として、屋内で飼う、首輪をつける、名札をつける、増やしたくないなら不妊や去勢をさせるといった内容が報道されています。愛護動物を遺棄したら1年以下の懲役、または1,000千円以下の罰金に処せられるとされています。殺したり傷つけたりしても、5年以下の懲役、または5,000千円以下の罰金、飼っているペットに餌や水を与えなかったり、適正を欠く環境下での飼養をすとしても1年以下の懲役、1,000千円以下の罰金、このように重い罪にもかかわらず、頻繁に虐待が行われている現状があります。

動物が嫌いな方の意識としても、野良猫被害として、夜の鳴き声やスプレー行為、臭いつけ、マーキングといったものや、何より年二、三回の妊娠と、1回で4匹から8匹あたりの出産による増加が問題になっているかと思えます。野良猫でも五分の魂を持っています。この世に生まれて命を全うする権利を人間のエゴで絶つのもいかなものなのでしょうかと思っております。やはり地域の環境問題として捉え、取り組んでいくべきかと思っております。

きちんとした適正管理をし、徐々に減らしていくのが最善と考えますが、町への苦情状況、対策までを伺いたいと思います。

質問は以上で、残りは質問席で伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員の鳥獣等動物被害の状況についてお答えいたします。

イノシシ等の有害鳥獣による被害につきましては、近年、町全域で被害が発生しており、稲やブドウ、梨などの果樹、茶、家庭菜園などの農作物に被害を及ぼしており、令和2年度につきましては約36,000千円の農作物被害額を県に報告しているところです。

また、町内の狩猟免許登録者の人数については、個人情報観点より福岡県からの報告はあっておりませんが、銃猟免許やわな猟免許などの免許登録数は延べ41件との報告を受けており、現在、八女猟友会広川支部14名で有害鳥獣捕獲を行っております。

狩猟活動に関する補助などについては、町より年間1,000千円の捕獲委託料及び捕獲頭数に応じた交付金を国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して交付しているところです。

次に、野良猫やペット猫などに関する苦情状況に対する回答ですが、昨今の苦情に対応するため、どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業を活用し、8月より衛生班長会、町民ボランティアのキャットサポーターと共に地域における飼い主のいない猫の不必要な繁殖防止、猫による生活環境被害等の問題を軽減させ、人と猫が快適に共生できるまちづくりを推進しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

補助としては、町のほうから県へ出しての支援をとという話ですけれども、これは町のほうではどのように県からの補助を活用していらっしゃるんですかね、具体的に。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

先ほど回答いたしました捕獲頭数によつての国からの交付金につきましては、国から県のほうを通じまして、町に捕獲協議会というのを設立しておりますので、そちらのほうに入ってくる形となります。年間の捕獲頭数に応じて、そちらの分の交付金を狩猟者、狩猟等捕獲者のほうに交付しているという形となります。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

特に、イノシシ被害、これが3号線を越えないというような昔の広川の話もありましたけれども、昨今では下広川のほうでもかなりのイノシシが捕れている状況かと思えます。やはり被害防除対策としても、農作物に対しては電気柵、ネット等を活用しております。でも、これは農作物に被害を与えないということで、根本的にイノシシが減るような活動とは全く違うものといえます。やはり根本的に減らさないといけないとも思っていますし、これに関しては、やはり捕獲の推進が必要と考え、やはり狩猟免許、そういう資格を持った方に対応してもらいしか現在の状況です。

41件、猟友会のほうには14名の方が入って活動していらっしゃるということですがけれども、免許所有者、まず、推進に関しては広川町はどのような形を取って推進されているのか。なかなか一般的に自分たちが耳にして、目にして、ぜひ資格を取ってイノシシの捕獲に御協力

ください、そういったものが見えてこないというか、実感がないのですが、町としてはどのような動きがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

有害鳥獣捕獲等の後継者の育成面ですけど、今現在行っている分につきましては、特に、獣の被害、獣被害が多い中山間地域、こちらにやはり若い農家の方がいらっしゃいます、農業をされている方が。そちらの方たちに個別に話をさせていただいて、わな猟の免許を取得していただくようお願いをしているところです。一般的に広報とかでするのではなくて、やはり経費とかもかかりますので、個人的に被害があっている地域の若い方、農家の方に捕獲員になっていただくような依頼を行っているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

実際、下広川のほうでもそういった農業者の口コミでというか、口づてで、俺たちも認定農業者だから、ぜひこういう資格を取ろうやみたいな話で、藤田のほうでも新しく二、三名の方が資格を取っております。

先ほど課長が言われましたように、やはり費用もかかるということで、自分たちの感覚から、こういうわな猟の狩猟税というんですかね、鳥獣の保護を意識して払わなきゃいけない。これが約8千円、わな猟だけの方が8千円必要になってくると。また、猟友会の会費に10千円ほどとか、免許の取得に18千円ぐらい——金額は地域によって違いますので、大方になりますけれども、初期登録料やら維持費で、わな猟だけやっていますよという方でも年間50千円から、もうちょっとかかりますもんねと。やはりわなの準備やら、車とか、呼ばれていってどうのこうのしたって、やっぱり毎年毎年、結構かかりますと。推進するのにお金はいただくと、そういうような状況は非常に違和感もありますし、推進して広げるに当たって、何らかの補助、支援ももうちょっと必要になってくるのではないかと思いますけど、町としてはどのような考えで、実際どのような活動があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

有害鳥獣捕獲員が年々高齢化しまして、人数等も減っております。その関係で、現在、捕獲員になっていただく方を推進しているところなんですけど、やはり先ほど議員が言われましたように、狩猟免許を取得するため、また、更新するためには費用がかかってきます。町の農業振興や地域の安全・安心を守るためにも、やはり有害鳥獣捕獲員の育成面とか人数確保というのは重要とは考えております。現在はそういった交付金関係、補助については広川町のほうはありませんが、何かしらの考え、検討はしていかなければならないというふうには考えております。

その1つに、中山間地域等直接支払制度というのがございます。ある一定の地域のところで広川のほうでは5地区設定をしているんですが、その交付金の中でも有害鳥獣の捕獲のた

めの経費を支出することができるということになっております。まずはそういう交付金等を活用して、補助とか支援とか、そういったものを進めていきたいというふうな考えではございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

今、広川町で進めているのは、箱わなをイノシシの対策としてされています。なかなか同じ場所には入らないということで、一回引っかかったら、またある程度のところに移動させながらされていますけど、やはりまだ町全体で、ここにもわなを設置していただきたいという要望は非常に多いと伺っております。

くくりわながかなり有効だという話も有資格者にはされていますけれども、以前、広川町では禁止という話まで聞いたことがあります。福岡県のほうでは直径12センチ以上は可能、認可しておるということですが、これを広川町で進めていない理由とか状況というのはどのようなものでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

くくりわなについては、獣、イノシシ等が足でわなを踏み抜くと、ワイヤー等が働いて獣の足をくくるという捕獲の仕組みとなるわけなんですけど、わなにかかった獣の興奮状態での興奮行動とか、あと、危険なことが想定されます。また、銃器で猟をされる猟犬がそのわなに引っかかるということもありますので、有害鳥獣捕獲としましては、町のほうではくくりわなではなく、銃器や箱わなでの捕獲を推進しております。この分につきましては、八女猟友会の中でも有害鳥獣捕獲についてはくくりわなを使用しないというような判断をされている関係もありまして、町のほうでは推進はしておりません。

ただ、11月からの猟期については、わな猟の免許を持ってある方自身が自分の判断で猟をされますので、そちらについては、くくりわなについては自分の判断で使ってもらうという流れで現在進めております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

また、獣肉の処分について、生かし方についてもですけど、以前から獣肉の利活用としてジビエの推進というのも各地区であって、広川町でもどうかという質問があっていたかと思えます。町では、やはり捕獲量の関係から、安定量の確保、価格から考えた費用対効果の悪さから、なかなか推進は難しいというような答弁をいただいた、お話があった記憶があります。この辺から、処分に関しても非常に捕獲した方は困っていて、肉をすぐ処分しないと、やっぱりおいしい肉にならない、また、処分の仕方が難しい、処分してもなかなかもらってくれる人がいないというような御相談、お悩みを持っていらっしゃると思います。

広川町では、本当にうわさのレベルですけども、食肉加工場の誘致もできないかという

ような声も聞いたことがあります。町の肉の処分のやり方、また、食肉加工場の考え方、この2つについて御質問させていただきます。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

捕獲したイノシシ等の処分につきましては、まずは埋設が1つです。その後は捕獲された方が処分をするというのを有害鳥獣捕獲のほうでは今依頼をしております。

食肉加工場については、八女市さんのほうでは年間3,000頭ほどイノシシが捕獲されますが、加工する肉の処理時間とか移動時間等を考えると、やはり食肉として出すには採算性が取れないということで、八女市さんのほうでも断念をされているという状況です。うちのほうでも捕獲頭数については去年が189頭、年間200頭足らずのイノシシとなっておりますので、町等が運営するような食肉加工場としては、やはり採算が取れないのではないかというふうには思っております。

ただ、個人さん、狩猟者の方が個人的に食肉加工場とかをされる際には、国とか県の補助を活用して個人で処分場を造ってもらうというような支援は町のほうで進めていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

全体的に狩猟資格者に対する補助、支援がやはり広川町のほうは手薄じゃないかと。問題が下広川のほうまで広がって、まだ上広川のほうでもなかなか問題が多いと、農作物被害が多いという中で、やはり町としても、単なる農作物を守るだけでなく、資格者への支援が今後必要ではないかというような内容でしたので、今後検討いただきたいと本当に思っております。

では、猫、ペット被害のほうに移らせていただきますけれども、猫の苦情とかに対する状況というのは数字的に具体的にどのようなものか、出していらっしゃるでしょうか。これは分かりますか。お願いします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ペット猫等、猫に対する苦情につきましては、年間25件程度、町のほうに電話で相談を受けております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

直接電話してからの内容というのも相当困ってからの状況かと思えます。福岡市内のような住宅地でもないですので、その辺に猫がいても、それほど気にしないというのもまだ町の現状かとも思いますが、でも、今回に当たっていろんなところで猫の被害状況を直接聞いてまいりますと、これは本当に困ると、どうにか対応してほしいと。そういう話を聞く

たび、どんどんその話が内容も広がっております。年間25件、それに対応する職員というの
もかなりの時間を使っているのではないかと考えております。

その苦情の内容というのも実際どのようなものですか。どちらのほうが多いのか、お願い
します。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

先ほどの苦情の内容でございますが、主に町内の場合は自宅の小屋等に子猫を産んですみ
ついているとか、あるいは自宅の庭にふんをされた、また、車も傷つけられた、さらに、屋
外物を猫がひっかいて修理しなければならなくなったという相談も多いです。また特に、近
隣の住民の方が飼い主のいない猫をかわいそうだとということで餌をやっているのです、やめて
ほしいというような苦情の内容が寄せられております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

餌をやっている方も本当に愛情を持って動物に関わっておられるものと思います。そちら
のほうに本当に人間的な感覚が、情があるのではないかと私も思いますけれども、やはりこれ
を嫌う、迷惑とされる方もおられる以上、町としても双方の考えと対応をしていただかねば
なりません。自分たちの昔の考えでは、そういう餌をやっている方に対しては、小学校の頃
からそういう捨て猫には中途半端に関わらないとか、餌をやらないとか、そういう指導を受
けてきました。やはり大人になっても中途半端に関わってはいけないとか、餌をやってもい
けないという指導も受けますけれども、実際、町のほうでもそういった餌やりさんに対
しても指導をされているのか。ただ、国としての全体的な動物愛護の考えの中でも、そう
いった考えは若干変わってきているのではないかなというふうな面も見受けられますけ
れども、町としての考えというのはどのような感じですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

町としての考えの前に、住民の方は2つのタイプがございます。いわゆる苦情を言われて
いる方に対しては、やはり猫というものに対して、公害という表現は変ですが、困ってい
ると。ただし一方、反対側としては猫がかわいそうだという感覚で飼われてある方がお
りますので、町としてはあくまでも苦情を言っている方に対しては、保護や駆除の連絡等
については駆除ができない。これは先ほど議員が言われましたとおり、動物愛護法に基
づいておりますので、あくまでも自己防衛対策をお願いさせていただいて、一般に言
われております、例えば、猫が寄らないようにホームセンターで売っております猫よ
けの薬品をまくとか、食用酢をまく、コーヒーかすをまく、ミカンなどのかんきつ
系の皮をまくなど、お願いさせていただいております。また、保健所が所有して
おります超音波発生機の設置も、困っている方に対しては町はこういう対応をして
おります。

また、野良猫に餌やりをやっている方に対しては、まず、役所としては事実確認を行
って

おります。そこで、餌をやっている方に対しては餌やりをやめてほしいという直接的な指導はできないため、いわゆる餌をやることによっての影響を説明して、認識していただくように一生懸命説得し、努力をさせていただいております。また、特にそういう方に対しては、そういう愛護精神があれば自宅で飼っていただくなり、トイレを設置していただくような指導等の啓発をさせていただいております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

先ほど町長の答弁の中にも、猫ボランティアが増やさないようにする活動の内容を聞きました。TNR活動、さくらねこ、そういったものの内容かと思えますけれども、その活動の詳細を説明してもらえますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

町長の答弁でございましたとおり、本年度の8月よりTNR活動について、衛生班長会の環境美化モデル地区事業として、川瀬区と一応区を始めております。また、ボランティアの方と協働して、公益財団法人どうぶつ基金といいまして、地域集中プロジェクトを活用したTNR活動、これは不妊去勢手術を無料で行っていただくような団体でございまして、これにつきまして、この事業に町としては乗らせていただいております。今のところ11月現在で79匹の飼い主のいない猫の不妊手術を行っております。今月はまた42匹の猫の手術を予定しておる段階でございまして。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

成果も伺ったところで、そのような中、その地域でこのような活動が2年続けば、その後の猫が増えることがほぼなくなるに近いような状況になるのではないかなという動物のお医者さん等のお話もよくあります。大学の研究所からもそういうような話があった上で、これもどうぶつ基金を利用してということで、期間限定ということも伺っていますけれども、その後、本当に短期間でしかない中で、町の今後はどう考えてあるんですか。これを継続すべきなのか、これである程度町が落ち着くのか、その辺をお願いします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

その点につきましては、議員の御指摘のとおり、今後2か年で結果、要は実績を求めて検証していきたいと思っております。また、実はこういった三位一体という表現は変ですが、衛生班長さんとボランティアさんと町と一緒に、コストをかけず、予算化せず、皆さんのマンパワーでやらせていただいている点を非常に近隣の市町が見学したいとか、やり方を教えてほしいと。我々は8月から始めたのに、先駆的な行政活動をやっております。ただ

し、やはりどうぶつ基金も寄附金で成り立っておる事業でございます。そういった中で、やはり各市町が連携しながら、そういう動物等との共存ができるようなやり方を今から模索していきたいと思っておりますが、やはりある程度実績と町内にどれだけいるかというのをしっかりと把握しながら、近隣と調整し、やはり場所等、いわゆる場所といいますと、そういう手術ができるようなところを確保できるような協議は今後進めていきたいと思っております。

また、これは手術になりますとやはり獣医さんの力が必要です。町としましては、広川に1つ獣医さんがございます。この獣医さんとも連携を取りまして、災害では避難所等につきまして協働推進課に御意見をいただいたり、動物に対する今後の指導、助言等もいただいております。そういった専門家等の意見、あるいはボランティアさん、今現在8人の登録がございます。池尻議員も登録していただいて、すごく協力していただいた現状も届けていただいております。また、町の職員もそのボランティアに入っております。こういった中で、全てのものを網羅しながら、今後の動物愛護、いわゆる野良猫等の対策をしっかりと協議していきたいと思っておりますので、御協力方よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

本当に野良猫がいなくなるのかということに関しても、昔は野良犬というのもどこでも自分たちが子供のときには見かけたものと思います。犬に関しては、やはり狂犬病というものを持っていまして、これにかかれば人は100%死ぬというような病気にまだなっていますので、国自体が本腰を入れて取り組んでいた結果だと思えますけれども、やはりこういったペット愛護の環境が変わる中、本腰を入れれば間違いなく対応できるものと思います。

また、この動物に関しても、広川町だけが取り組んでも、動物に境界線というものはありませんから、ある程度広域での取組やそういった内容が必要かと思えますけれども、町としてもこういった広域の取組意識とか対応というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの広域的なという考えでございまして、多頭飼育崩壊の家庭、1件に三十数匹飼っていらっしゃる家がございまして。そうすると、うちのボランティアさん、役所の人間では対応できません。広域になりますと、やはりそれを専門にしている動物団体、そういう力がかかなり必要になってくると思っておりますので、そういったところとも今町としては連携させていただいております。そういった方は動物だけではなく、やはり生活も全て困窮しております。そういったところは福祉とまた連携するような形にも今後なると思えます。そこも今後、近隣のそういった知識、あるいは知恵等を持ったところと協議していくのを、今回、ワンステップ上がってやっていきたいと思っておりますので、今、ワンステップ上がってやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

やはり今後も動物がもたらす病気や農作物被害といったものも広域で、本当に地域一体となった取組が必要かと思っておりますので、町としてもしっかりと推進、そういった活動をお願いしたいと思い、質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

次に、8番光益良洋君の登壇を求めます。

○8番（光益良洋）

8番光益でございます。私は今回は公共施設の整備、管理について質問をさせていただきます。

初めに、今後の公共施設の整備計画について伺わせていただきます。

今現在、新庁舎の建設が計画どおりに進んでいるとお聞きしております。本当に素晴らしい庁舎ができることを期待しているところです。こういった公共施設を整備するに当たっては、整備計画に基づいて整備されることと思っております。公共施設の整備計画ということで幅広く質問要旨のほうにはさせていただいておりますけれども、今回はプールと公園についてお聞きしたいと思っております。

私も以前、一般質問において学校のプール及び公園の整備について質問をさせていただいたことがございます。また、前回、9月の質問においても、ほかの議員が学校プールのことについて質問をされておりました。そのときはまだ計画していないという答弁をされていたように思います。また、町内の各学校のプールにおいては、老朽化によって頻繁に修理、改修をしているプールがあると思っております。必修科目でもあるプールの授業をなくすわけにはいかない中で、今後どのように計画をされていくのか、また、私は前にも質問させていただいたときに、町民プールというものを造ったらどうかということをお聞きさせていただいておりますが、それが検討されたのか、お聞きしたいと思います。

次に、公園の整備についてお聞きします。

町内には町が直接管理している公園、または行政区が管理している地域公園と、たくさん公園があると思います。また、新しい公園として、まち子のおにわを整備していただいております。あそこの施設に関しては、町内外問わず、本当にたくさんの方が利用されており、いい公園をつくっていただいたなというふうにご感謝するところでございます。

私個人の考えでもって、公園はたくさんあることにこしたことはないと思っておりますが、今後そういった公園整備をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次の項目で、公共施設の管理について伺います。

公共施設においては、それぞれ担当の課があり、現在は委託も含め運営管理されていると思っております。その中でも、新しい施設もあれば、年数がたち修理、改修が必要な施設もある中で、修理、改修を管理できる部署を設けたらいいと思っておりますが、その辺のところの執行部のお考えを伺いたしたいと思います。

あとは質問席にてお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

光益議員の公共施設の整備、管理についてのお答えでございます。

今後の公共施設の整備計画についてお答えいたします。

現在、全国の地方公共団体では、財政状況が非常に厳しい一方で、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えているということが課題となっています。

町では、過去に建設した公共施設の耐震化や老朽化対策として、小・中学校施設の改築事業を優先的に実施し、現在、役場新庁舎建設事業を進めています。また、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の現状等の把握と今後40年間に必要な維持・更新コストの試算を行ったところです。

公園の整備については、まちづくりアンケート結果などを見ても、公園の充実を求める声が多く挙がっており、地域の身近な公園の整備支援のため、地域公園整備補助事業を創設し、令和2年にはまち子のおにわを新たに整備しました。

天津池周辺の公園整備については、住民参加型のワークショップを開催するなど、検討を行ってきましたが、いまだに財源のめどが立っていません。各種補助事業の情報収集や事業見直しの検討を行いながら、引き続き財源確保の検討を進めていきます。

住民の健康寿命の延伸の観点からも、各校区に運動公園等の整備が必要であると考えていますが、人口減少等による今後の公共施設等の利用需要を見極め、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行いながら、公園をはじめ、公共施設の最適な配置を実現することが重要と考えます。

公共施設の管理体制については、施設の整備、修繕、更新などのハード面と、施設の利用、運営などのソフト面から効果・効率的な管理の在り方を考える必要があります。現状と課題を整理し、組織機構の研究を進めてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

光益議員の公共施設の整備、管理につきまして、小・中学校プールの今後の整備計画についての御質問にお答えいたします。

9月議会でも野田議員の質問にお答えしたように、それぞれの学校にプールを設置するよりも、共同で利用できる統合したものなどが合理的だと判断しているとの回答をしております。

自校に設置しない場合は、公営施設の設置、または民間のスイミング業者等に委託する方法が考えられます。県内においても、既に各学校への設置から1か所への統合を済ませ、運営を行っている自治体、あるいは民間のスイミングスクール等へ委託している自治体もあります。

令和4年度においては、建設時の財源の調査はもとより、これらの自治体のプールの利用実態に関する資料収集、調査を本格的に進め、学校関係者との協議を行い、方向性を見いだしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

まず、プールのほうから進めさせていただきます。

プールの質問に入る前に、通告はしておりませんが、関連があるということでお許

しを受けて質問をさせていただきたいと思いますが、デマンド交通のことでお聞きしたいと思います。デマンド交通が今町内に走っておるわけですが、プールの関連の下で、町民の方から相談を受けたことに関してお答えをいただきたいと思っております。

デマンド交通でもって町外については厳しいということは承知しておりますが、こういった中で、やはり上津の焼却場へのアクセスとか筑後にある県民プールへのアクセスというもので御相談を受けたことがありますので、こういった要望がある中で、デマンド交通を容易にそういったところまで走らせることができるかどうかをひとつお尋ねしたいと思っております。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

町外へのデマンド交通のアクセスについてですけれども、まず、町としても地域公共交通協議会のほうに諮っていく必要があるというふうに考えております。こういった町外へのアクセスについては、いろんな利害関係がございますので、そういった中で提案をしていきながら検討を進めていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

それは理解した中で質問させていただいたわけですが、やはりこういった場所で答弁を受けることに関してはそれで理解を得られるんですが、なかなか町民の皆様方に対する理解というものの言い方が難しい部分がありまして、やはりそういった協議会の許可がないとデマンド交通に関しては町外に容易に行くことはできないと。

先ほど教育長のほうからは、各学校にプールを建設するよりも、いろんな意味で考えて統一したほうが良いというお考えがあるということをお伺いしました。そうした中で、町長の答弁の中でも健康寿命という言葉が出ておりましたが、町の政策の中でも、やはり健康寿命を延ばすというものがあるというふうに考えております。そういった中で、私も以前言ったように、町民プールを造っていただいて、そこで体を動かしていただくということで、学校のプール以外の用途も考えた中で検討をいただきたいと思っております。これは教育委員会のみならず、町の行政側との関連もあるかと思っておりますが、お答えができるかどうか分かりませんが。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

先ほど教育長のほうから1か所のプールに統合という方法が示されました。その1か所のプールを小・中学校だけで使うということになりますと、夏の僅かな期間だけということになってしまいます。という観点から考えますと、せっかく造ったプールだから、年間を通じて、より多くの方に利用していただく。そのことによって健康づくりにもなるし、あるいは市民交流のコミュニティも広がるといったいろんなメリットがあることは承知しております。ただ、フルシーズンとなりますと温水プールということになりますし、全天候型の屋根つきということで、実際のランニングコストがどのくらいかかるのか。あるいは先ほど教育長から答弁のありました既に統合している自治体のプールも市民プールとしても活用されてお

ます。どのくらいの方が利用されているのか。ただ、どうぞ利用くださいということだけでいいのか、それとも、健康づくりを兼ねてということになりますと、体の健康度、プールで泳ぐことに関連に詳しい指導者を設置して、そこで様々な企画をした上で町民の方に利用してもらおうという方法を取っているのか、既にやっているところに行き、いろんな面を見て、研究をしてみたいというふうに思っております。

ですから、当然、財源のことも必要ですけれども、健康づくりに向けてどういうふうな活用がされているのかという実際を令和4年度において見て、研究をしたいということを考えております。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ぜひそういった面は考えていただきたいと思っておりますし、私は費用対効果とかランニングコストを考えていくと、やはりプールというものがなかなかそれにそぐわない部分があるかとも思いますが、やはりあることで気軽に行ける要素も出てくるかと思っておりますので、その辺のところを慎重に協議していただいて、ぜひとも前向きな流れをつくっていただければなど。これは要望になってしまいますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、公園のほうに移らせていただきます。

町長の答弁のほうでも、理想としては各校区に運動公園等々があったほうがいいという答弁をいただきました。本当に私もそのとおりだと思っておりますし、まち子のおにわができたことによって、あれだけの方が小さいお子様を連れて遊びに来ているという風景を見ると、やっぱりこういった公園が必要かなというものを考えさせていただきました。

そうした中で、私が以前、遊具がある公園をもう少し設置したほうがいいということをおっしゃっていただいたときに、その当時はコロナ禍の前のことで、なかなか遊具を使われているのを見かけないということで、私もその辺はそのとおりだというふうに思っておりましたが、コロナ禍なのかどうか分かりませんが、やはり人混みを避ける目的なのか、理由はそれぞれあるかと思っておりますが、ここ数年においては結構公園の利用者というものが増えているように思います。

そういった中で、全体的な運動公園は先ほど各校区に本来は持ちたいという答弁をいただきましたので、それについては努力していただいて、なるべくそういった方向を見いだしていただきたいというふうに思っております。地域公園に対する補助が今現在行われていると思います。それについては今後も引き続き随時行っていただけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

地域公園の整備につきましては、できるだけ身近な地域に公園があるということで、これを活用したいということで、補助制度を平成29年度に設けまして、今年で5年目になりますけれども、様々な形で利用をいただいております。19行政区からの申請を受けて、今40か所程度の公園整備が終わっておりまして、遊具の改修であるとか、管理施設、フェンスであるとかベンチ、トイレ等の改修等も行われました。これで一定の成果があったというふうには

考えております。

今後の公園の補助の在り方なんですけれども、これについては、補助金の評価を実施しております。今まで7行政区から10行政区、そういったところから要望が上がっていたんですけれども、今年に至っては3行政区ということで頭打ちになってきておまして、おおむね全体の補助制度の目的が達成してきているのではないかというふうに考えております。そのために、来年度以降については廃止したいと考えているところです。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

廃止という言葉がありました。利用者が少なくなっているのは、やはりそれだけこの行政区も関心を持った中でされた事業だったと思っていいのかなというふうに思いますが、廃止というのよりも、一応残しておいて、地域公園に対する整備を計画された行政区等々があった場合にはいつでも出せるような形を取っていただいていたほうがいいかなと思うんですが、やっぱり少ないから廃止という方向にしかならないんですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

5年前につくった補助制度については一旦は目的を終えたということですが、私として考えているのは、社会教育のほうでいろんな補助制度がございます。そちらのほうの充実を検討すると。だから、全くなくなるというよりも、建設課所管の補助金制度は一旦終了すると。しかしながら、その他の補助金の活用でカバーできないかを検討していきたいというふうに思っています。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

そういった話があったときには、ぜひともそういった補助金の制度が、今までは建設課のほうでやっておったが、そういった形で社会教育のほう、やっぱり教育委員会のほうの絡みになってくるかもしれませんが、そういった横の流れをもって、なるべく負担がかからないように声をかけていただければというふうに思っております。

それと、公園については私も本当に町内にはたくさんいい公園があることを願っておりますので、頑張ってくださいと思います。プールのことにして公園整備にして、いずれも財政的なものが相当負担がかかってくると思いますので、やはり公共施設の整備というものは計画を持ってやるというのが本当だと思いますので、ここ一、二年で早急にそういったことでやってくれということじゃなくて、やはり先を見据えた中で、財政も踏まえた中で計画を立てていただければというふうに思っております。

次に、公共施設の管理について質問をさせていただきます。

先ほども答弁等々、私も申しましたように、やはり町内にはたくさん公共施設があると思います。そうした中で、おのおの課が管理運営されていく中で、修理等々があった場合、そしてまた、課内というか、職員の間ではどうしても人事の問題で異動があるかと思っております。そうした中、これは特化したところで聞かせていただきますが、庁舎に関してお聞きさせて

いただきます。

今現在、庁舎はやっぱりこういう状況で、年数がたって修理したり、改修したりというのがたくさんあるかと思いますが、その辺の修理をしたときの報告とか、それ以降の管理——どう言ったらいいですかね。整理的なものはどういうふうに今現在されているのか。修理したときの書面整理なり図面整理なりあるかと思いますが、ちょっと庁舎に関して特化して聞かせていただきますが、どういうふうにやっておられますか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

庁舎の管理につきましては、総務課のほうでやらせていただいております。修理等が発生しましたら、その都度、そのときの完成図書等は基準年限は保存しておるところですが、もともととなる、例えば、一番当初の竣工図に修正を加えるようなことはできていない状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

そうした中で、例えば、人事異動によって、それまでそういった施設管理のほうを担当していたら、異動になったと。次、同じ箇所なりなんなりを修理するとき、あそこがこうだったの、ああだったのということが起きるかと思いますが、そういったときの対応は、その新しく担当された方で理解できるような形になっておりますか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

その保存年限等を決めて保存しておりますので、廃棄年が来たものについては当然分からないという状況があったりして、かなり不都合な状況は発生しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

保存年があるという話も分からんでもないんですが、やはり修理箇所というものは永久にこの施設がなくなるまでは保存するのが本来のことじゃないかなと思っております。そうしないと、新たにまた調査をやる費用も絡んでくると思っておりますし、例えば、異動された方が新しく部署に配属された方から相談を受けた場合に、異動した課の職務を止めて実際動かれたということもあります。これは私が商売柄、仕事で相談を受けて行ったときにそういったことがあったわけですが、業者がずっと一緒ならば、ある程度同じ業者が、ああやった、こうやったというのを把握していただくかと思いますが、やはり業者が替わればゼロになるわけですね、業者からすれば。そしたら、やっぱり施設を管理するところが把握しておくべきことなのかなというふうに思っておりますので、その辺のところはきちんと図面等々で修理箇所まで把握できるように、次の新しい方が見たときには、ああ、ここをこういうふ

うに修理しているんだというのが分かるように整理していくのが施設管理として本来やっていくべきなのかなと思います。

その辺のところも踏まえた中で、やはりすぐそういったものが機能するとは思っておりません。だけれども、せっかくこういった庁舎等々でも、「いこつと」にしろ、新しいいい施設ができておる中で、例えば、10年後、20年後には修理が発生するおそれもある中で、そういったことが起きないように、管理の期間がこれだけだから、管理書類はないから修理した箇所が分からないというようなことにならないようにぜひやっていただきたいと思っておりますし、それはどこの課でも多分施設管理に関しては一緒じゃないかなというふうに思っております。横のつながりがそういうところで生まれてくるのは大事な部分で、悪いことではないかと思いますが、やはりこういった形で職員が1人、2人と、前任者、前々任者のところまで行かなきゃいけないような話になってくると、またそれはそれで話が変わってくるかというふうに思っておりますので、そういったところも踏まえた中で、やっぱり管理部署というのは必要じゃないかと私は個人的に思っております。民間でもこれだけの施設を持っているところは、やっぱりきちんとした管理部署を設けて施設管理運営を——運営は別として、施設の管理を行っておられます。そうすることによって、やはり長い目で見れば、町の負担や職員の負担も軽減されていくんじゃないかと。連絡をいただければ行って、ああ、ここだということになっていく部分が出てくると思いますので、そういったところはやっていただきたいと思いますが、どうですかね。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

今申されております公共施設の管理部署の一元化ということだろうと思います。

先ほど町長答弁にもございましたように、今、議員のお話ですと、運営面を外したハード面の施設の維持管理面ということだと思います。その部分につきましては、各管理をする部署に、そういう事業畑というか、技術畑の職員の配置等も必要になってくるかとは思っております。それで、そういう部分で一元化していくことで効果・効率的な管理がというお話だと思っております。

そういう部分についても、今後は機構の中で、それを一元化、1つにまとめるのか、それとも、そういう連携が取れる方向での管理をしていくのか。技術的にもどうしても管理の中で、本当の大型更新の場合には民間委託というようなところも出てまいりますので、人材を効率的に、また、施設の管理の部分についても専門的な部分も出てまいりますので、そういう多方面からの機構の中での管理運営の方法について研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ぜひよろしく検討をお願いしたいと思っておりますし、やはり今、人口減少ということで、少子高齢化の波も本当に押し寄せてきている中で、これから先の職員の数というものも限られてくる可能性もゼロじゃありませんが、施設だけはずっと残るんですね、同じ部分だけ。

ですから、なるべく効率よく、また、さらに経費とか負担がかからないような考えでもってそういった管理を行うことで、長寿命化にもつながると思います。そしてまた、経費削減にもなると思いますので、協議をしていただいて、検討していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番江藤美代子君の登壇を求めます。

○5番（江藤美代子）

5番江藤です。通告に沿って4項目質問いたします。

まず、1点目です。学校トイレ個室の生理用品設置の進捗状況についてお尋ねいたします。

さきの9月議会での一般質問の折に、日本赤十字社の助成を受けて、各学校に生理用品を配付し、準要保護世帯に必要な世帯は保健室に取りに行くように周知したが、受け取りに来た生徒や児童は8月末現在はいない。よって、今後は必要性を勘案し、各学校と協議し検討していくと答弁を受けております。その後の経過はいかがでしょうか。

また、ジェンダー平等、子供たちの学習権保障などの観点から、誰でも安心して受け入れ、使いやすいように、まずは学校のトイレ個室に生理用品を設置することを提案いたしました。その後、各学校とどのような協議、検討がなされているか、また、改善された点はあるのか、お尋ねいたします。

2項目めです。住宅改修補助金制度について質問をいたします。

住宅環境改善のため、また、地域経済の活性化、経済効果という点から住宅リフォーム助成を行っている自治体がございます。広川町でも平成23年度から3年間、住宅改修補助金制度を行っています。住宅改修補助金制度の再開を求めます。町のお考えをお尋ねいたします。

3点目、高齢者の補聴器購入助成について質問いたします。

加齢に伴い、耳の聞こえに支障を来す加齢性難聴がございます。この加齢性難聴は、日常生活に不便を来すだけでなく、コミュニケーションを困難にするなど、社会生活の質を落とす大きな原因になっています。また、2015年、新オレンジプランでは、難聴は認知症の危険因子の一つに位置づけられました。さらに、2017年の国際アルツハイマー病協会会議では、認知症の最大の危険因子が難聴である、難聴対策は認知症を予防する一番大きな因子であると発表されました。国立長寿医療研究センターは、65歳を過ぎると2人に1人が加齢性難聴であると発表しています。

補聴器購入の公的補助は身体障害者手帳が必要です。日本では身体障害者の対象を両耳70デシベル以上としています。70デシベルとは、耳元で大声で話しかけないと聞こえないというほどの状態です。高度、重度の難聴でなければ身体障害者手帳の対象とならず、公的給付は受けられません。補聴器はほかの補装具と比べても価格が高く、片耳の補聴器の平均が150千円ぐらいと言われます。収入が少なくなっていく高齢者、年金生活にはかなりの負担です。

補聴器は高く買えないという声があります。

認知症対策のためにも、補聴器購入への助成を行うことを求めます。町の見解を質問いたします。

4点目、学童保育所の現状と課題について質問いたします。

多くのお母さん、お父さんの切実な要望の中、広川町学童保育所が中広川をはじめとして開設されました。それから25年たちました。現在では利用者も大変増え、働くお父さん、お母さん、そして、子供たちに大変喜ばれています。

現在の学童保育所の施設面での面積や指導員の配置など、現状はいかがでしょうか。また、今後に向けて課題などどのように考えてありますか、お尋ねいたします。

以上、4点よろしくお願いたします。あとは質問席にて質問いたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

江藤議員の学校のトイレ個室の生理用品設置についての御質問について御回答いたします。

学校のトイレ個室の生理用品設置につきましては、10月の校長会において小・中学校のトイレ内へ設置に向けての検討を行うよう指示したところです。その結果、小学校においては、トイレ内に設置した場合、低学年や高学年が共同で使用するトイレがあるため、低学年には生理用品の理解ができないことで、いたずらをしたり、持ち帰ったりすることなどが考えられ、設置は困難であると3小学校より報告がありました。中学校におきましては、設置方法や生徒指導上の問題等の課題がございましたが、12月から試験的に、全部のトイレではなく、一部のトイレの個室に設置するとの報告を受けております。

今後は中学校の利用状況を見て、課題を整理しながら設置を継続できるかどうかを検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問の住宅改修補助金についてでございます。

2011年より3年間実施しました住宅改修補助金については、町内の事業所を支援する目的で制定し、町民が町内事業者により住宅の改修を行った場合において、事業費の10%、補助上限100千円を支援した事業となります。実績としましては、3年間で申請件数94件、補助金6,900千円を支出しており、当時はリーマンショック後の大幅な景気悪化を受け、商工業者支援、経済対策ということで3年間の期限を設け、推進してまいりました。

現在、コロナ禍の影響により地域経済の活性化が必要と考えますが、国、県と連携を取った農商工業者への支援や地域への支援を行い、地域全体の経済活性化を進めております。このように、住宅改修のみに係る補助金制度の制定ではなく、今後も地域全体が活性化する事業を検討し、対応してまいります。

次に、補聴器助成についてでございます。

高齢者の難聴の実態については現在のところ把握しておりませんが、身体障害者手帳保持者で65歳以上の聴覚障害者は63人おられます。

町の認知症施策は、2015年に国が作成した認知症施策推進総合戦略に基づき、事業を推進

しております。新オレンジプランでは、認知症発症の予防推進において、難聴は高血圧や糖尿病などととも、認知症の危険因子の一つに加えられてはいますが、運動や口腔に係る機能向上、栄養改善、社会交流などの日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いとされています。

町では地域サロンや地域通いの場の開催などを推進しており、現在のところ認知症予防対策として難聴に係る補聴器助成は予定しておりません。

次に、学童保育所の現状と課題についてでございます。

学童保育所の運営につきましては、指定管理者制度により協定締結し、平成31年度より民間へ運営委託しています。施設の運営基準では、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上、定員については規定はありませんが、施設面積に応じた児童数を踏まえ運営されており、指導員の配置は1つの学童保育所に指導員2名以上を配置されています。また、入所希望児童の将来的見通しとしましては、ここ数年の出生数の減少傾向を踏まえますと、やや減少に向くのではないかと考えられます。

指導員の待遇改善につきましては、指導員からの要望を踏まえ、社会保険の加入や日給制から月給制へ希望者を募り、変更するなどの改善がなされています。その後の新たな待遇改善の要望等は現在のところ指定管理者から伺っておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

生理用品のトイレ個室への設置について学校と協議していただいて、一部ではあるけれども、まずは試験的に中学校で実施してみるということですので、大変よかったなと思います。

さきの新聞報道でも、宮崎県が県立高校と特別支援学校52校にトイレ個室設置を原則としたというニュースがありました。この宮崎県の例でも試験的に7校をモデル校としてやって、その後、踏み切ったということです。試験的にあれ、始めるには子供さんとか、生徒さんへの周知とか保護者への周知というのが必要だったかと思います。また、いろんな課題がやっぱり出てくると思いますので、その都度検証していただいて、ぜひとも継続、そして、4校に拡大できるように御尽力いただきたいというふうに思っています。

あと、予算的には何かつけられますか。宮崎県の場合はトイレトーパーの予算から、一般運営費からというふうに聞いておりますが、どうでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

予算につきましては、まだ数をはっきり分かりません。今回、試験的に実施しますので、現在、保健衛生費ということで、先ほど言われたトイレトーパーとか、そういったもの等の予算もありますので、そういった中でやりくりをしたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

この事業は予算的には小さなものかもしれませんが、本当に効果の大きいものだというふうに思っております。まず、児童・生徒さんがそれを享受する。そして、それを通じて保護者の方にも伝わっていく。実際、私の耳にも生理用品の配備について町が取り組んでいることはすごくいいことだ、自分も何かできることはないだろうか、ぜひ声をかけてほしいという意見も聞いています。近隣市町村ではまだ試験的にも始まっていないところがほとんどだと思いますけれども、だからこそ先駆けてやっていただいて、町のイメージアップ、子育てを大事にする町というアピールにもつながるのではないかと考えております。よろしくお願ひいたします。

次、住宅改修補助金制度についてお答えいただきました。3年間やって、94件、6,900千円の助成だったというふうにお聞きしましたが、よければもう少し詳しくお答えいただきたい。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

こちらの事業につきましては、平成23年度から平成25年度までの3年間としております。

平成23年度の実績としましては19件、補助金額は1,281千円、平成24年度については41件で2,972千円、平成25年度は34件で2,647千円の補助金を支出してございまして、合計としましては3年間で94件、支出金額が6,900千円となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ありがとうございます。

2011年度は6月の補正で提案ということで2,000千円、その後、3,000千円の予算を組んでやったということですが、自治体問題研究所というところから、2012年、2年目の資料が出ておりました。予算3,000千円で、補助金は言われたとおりですね。助成件数も言われたとおりで、それに対しての工事総額が36,900千円、平均工事費900千円ということなんです。住宅の総数は6,970件だったそうですが、うち持家が4,770件で、助成率にすると0.8%であったというふうに載ってました。すごく需要が大きかったということではないかなと思います。

需要が大きい事業であったわけですが、3年間で打ち切るとなった理由は、何か課題とか支障がございましたんでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

こちらの補助事業につきましては、当初より時限付きの助成ということで進められております。最終年度におきまして事業の継続性の検証がなされまして、経済の景気状況の向上や、当初の目的であります町内事業者の支援、この目的がおおむね達成できたということで、補助事業については3年間で事業廃止ということで対応しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

先ほども言いましたけど、経済効果という点で考えると、ただ工事費があつて、事業者の方に所得が入るということだけではなくて、雇用拡大とか、消費喚起などの生産誘発も期待されると思います。つまりは、それは地方税の増収にもつながっていくというふうに考えます。

町内の事業者の方にお伺いしますと、ほかの自治体とかでの入札に参加したりするけど、なかなか落札が難しい、地元でぜひ仕事を増やしたいというふうな意見がございます。ほかの自治体の様子を見ていますと、工事事業者を町内に限定する、これは広川町も前回やったものですが、工事の内容を特化するという自治体もございました。また、補助金を出す際に、補助金の一部を町内の商品券で出すというふうなところもありました。

前回の助成制度の終結から10年過ぎています。住宅も随分改修が必要になっているところがあるのではないかなと思います。この住宅改修補助金制度が始まれば、需要喚起、補助金がついているから今のうちにしようかというふうなことにもなりますし、もちろん住環境も改善される。さっきから言いますように、地域経済の活性化にもなるという効果がございますが、今後、再開の検討の考えはございますか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

なぜ今住宅関連の補助金かということですが、コロナ禍の中でいろんな地域経済が疲弊してきていると。それに対して行政としてどう対応するのかということであれば、住宅関連業界のみでなく、いろんな業種が影響を受けています。したがって、住宅関連の部分だけに税金を投入するということはまず考えられない。

それと、住環境の整備ということに関しては、基本的には個人資産の形成ですので、それに特化して公的な財源を投入することは問題があるというふうに考えています。もし住環境の整備というのが高齢者の過ごしやすい住環境ということであれば、福祉のほうで既に制度化されておりますので、どういう背景から今住宅改修なのかというのが分からないまま答えておりますので、もしよかったらそういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

本当にコロナ禍で、様々なところで混乱が生じているというのはよく分かります。ただ、本当に地元の業者さんからの声がありましたので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに提案をいたしました。今後よろしくお願ひします。

次、補聴器購入助成制度についてお伺いします。

実態についてはつかんでいないという町長の御答弁だったと思いますが、保健師さんのほうに御相談があるとか、そういうのはございませつか。それに対して、何か相談とかあった場合にはどんなふうに対応してあるかというのが分かればお願ひします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

住民課で行っております特定健診や基本健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて健診を行っております。その項目の中には、例えば、血圧測定とか尿検査とか血液検査とかはありますが、今のところ聴覚検査等につきましては項目に入っておりません、法律上ですね。

保健指導等でお話は伺いますが、今のところ聴覚に関しては項目にございませんので、相談等を受けているかどうかは資料はございませんので、そうお答えさせていただきます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

難聴というのが年とともに徐々に進んでいくというので、なかなか本人は気づきにくいとか、年を取れば聞こえんごとなるのが当たり前みたいな、そんな捉え方の人も結構いらっしゃる。ですが、実際に後ろから来る車の音が聞こえなくて、気づかなくて危ない思いをしたとか、さきの衆議院選挙の折にも、投票の仕方を職員の方が説明してくださるんですけど、聞こえなくて全然分からんやっとかいうふうな声も聞いております。

さっきも言いましたように、年取ったら耳が聞こえないのは当たり前みたいな感覚で、ほかの内科とか外科とか眼科とかに比べて、耳鼻科に受診に行くというふうになかなかならないというのがあるかなと思いますけど、医学的な見解、もちろん補聴器をつけなくても聞こえるという状態を維持するというのが望ましいわけですけども、医学的に予防とか対策とか、そういうものはどのように聞いてありますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

議員が今御指摘のとおり、高齢者の難聴については自分ではなかなか理解できないと。他人から言われて、遠くなったとか、何度も聞くとか、そういうのから難聴についてはなかなか理解が進んでいないんじゃないかと思っています。

医学書等を見せていただくと、難聴予防については、血管を保護するというのが重要なところで、やはり生活習慣病の予防が難聴を予防するには必須ということで医学書等には上がっているようです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

課長からお答えいただきましたように、加齢性難聴というのは内耳の部分の血管の動脈硬化が原因だ、つまり血管の老化が原因になっているというのが載っていました。つまりこれを予防するには、メタボリック症候群とかと同じように、食事をコントロールするとか、それから、運動をするとかというのが難聴の悪化を防ぐ効果があるというふうに考えられているようです。

補聴器の補助は難しいということで、まだ全国的にも確かに補助をしている自治体は少ないかなと思うんですけども、何か予防とか、そういうふうな町として進めたい対策とか、

そういうものは考えてありますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

高齢者の支援につきましては、現在、協議会を持って、今年度やっています移動店舗販売とか、買物支援とか、ごみの出し方とか、様々な課題が今からあるかと思います。現在、認知症予防と介護予防ということで進めています地域サロンや地域通いの場、こういうところ、または老人会の集まりとか、そういう中で、こういう高齢者の難聴につきましてももうちょっと周知をしながら、必要に応じてはそういう耳のトレーニング、血行をよくするような、そういうのを組み込みながら保健師等の指導を今後実施していきたいと思っております。以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ぜひ加齢性難聴に対するの関心というか、意識を高めていくような、そういう取組をしていただきたいなと思います。私は自己チェックシートというのを見つけました。なかなか自分では自覚できないわけですが、聞こえのチェックということで10項目ぐらいあって、それでゼロから2個の場合には今後も定期的に受診しましょうね、3個から4個になると、一度ぜひ耳鼻科の専門医に相談してください、5個以上になると、できるだけ早く耳鼻科の専門医の受診を勧めますよみたいに書いてあって、項目の中身もそんなに難しいものではないので、さっき言われたサロンとか通いの場とかで、じゃ、みんなで一緒にチェックしてみようとかいうのもどうかなと思います。

また、サロンとか通いの場に出ているということは、まだ元気というか、あるわけですが、自宅にいらっしゃる方にもそういうのが届くように、広報で特集を組んでやってみるとか、そしたら、家族の方も一緒にチェックできるかなと。やっぱり一回耳鼻科に行ってみようかという話になるかもしれません。

それと、もう一つ提案したいのは、専門の方の相談の機会、耳鼻科、病院に行くまでもなく、専門家の方の話を聞く会でもいいんですけど、そういう無料相談を実施するとかというのも考えられますけど、どうでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、福祉課のほうでは補聴器相談というのを毎月第3火曜日に行っております。これについては、基本的には障害者手帳を持ってある方が補聴器の調整とか、そういうのとかをされてあるんですが、新規の相談とかもできるとお思いますので、この補聴器相談も一緒に、先ほど議員が言われた周知ができるような形で再度周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

本当に年取ったら耳が聞こえんごとなるのは当たり前みたいな感覚でやり過ごすのではなくて、耳が聞こえないということをほっておかないで、意識的に、意欲的に、それに対して自分ができることは何だろうかというふうを考えて、ぜひやっていただきたいなど。予防と悪化させない、そういう取組を今町としても進めていただけるのではないかなと思っています。

住み慣れた地域や環境で、よりよく自分らしく暮らし続けることができるように、まずは耳の聞こえに対する関心や意識を高めて、そういう取組をするとともに、実態を分からないということでしたけれども、75歳以上は2人に1人が加齢性難聴であるというデータもございますので、ぜひ実態をつかむということも同時に行ってほしいなと思います。実態把握については何か手だてをできそうですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

今言ったチェックリストとかでは幾つかあったというのはできると思うんですが、自分がどのくらいの難聴かというのはなかなか判断が難しい面があるかと思います。

実態調査まではできないにしても、先ほどの集まる場所でそういうチェックリストとかを利用しながら、来られた方の実態については把握していきたいと思っています。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤議員、同じ項目の同じ内容の質問は3回までにとどめてください。よろしく願います。

○5番（江藤美代子）

そういう決まりですか。

○議長（野村泰也）

もう同じ質問はよろしいですか。次をお願いします。

○5番（江藤美代子）

同じ項目で3回までというのは議案質疑の折のことかと思っておりましたが、一般質問もそうなんですか。

○議長（野村泰也）

一般質問もそういうふうな関連でしてください、内容的には。よろしいですか。

○5番（江藤美代子）

学童保育所も考えているので、もうそのとおり言っていていいですかね。

○議長（野村泰也）

はい。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

では、学童保育所の件に移ります。

施設の面で、1人当たり1.65平方メートルということ、それから、指導員は2名配置という町長の答弁がございました。上広川、中広川、下広川の面積からいくと、定員は246名ということになります。町の募集では260名となっています。本年度の4月の入所者は268名です。ということは、最低基準と言われる1.65平方メートルが確保できていないということに

なるのではないのでしょうか。

また、中広川第二では定員が61名となっていますが、最高は7月で75名の入所者があります。それで計算すると、1人当たり1.36平方メートルなんですよね。特に、中広川第二、上広川とか下広川は大丈夫かなと思いますけど、それ以外の月でも中広川第二は毎月66名以上になっていますが、面積の面では最低基準を満たしていないということではないですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

議員御指摘のとおり、1人当たりおおむね1.65平米以上ということになっております。ただ、このおおむねというのが学童保育所の基準があつて、大まかな基準という形になっておりますので、そのおおむねの範囲というのが具体的には決められていないということで、現状を見ながら入所状況を決定しているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

町の条例では、町は最低基準を常に向上させるように努めるものとなっております。あと、学童保育所の室内はいろんな活動をするために長机を置いてあります。大体50センチ間隔で長机が置いてあるんですけども、本当に室内いっぱいいっぱいの状態なんですよね。学校の教室でさえ後ろのほうには机のないスペースがあるんですけども、長机がほとんどのスペースに置いてあるという学童保育所があります。安全面では大丈夫なのかなというふうに心配します。

また、外遊びをさせるスペース、これも中広川学童保育所ですが、一度にみんな出すということができないで、第一学童保育所が先に出たら、次、入れて、第二学童保育所というふうに遊ばせるという対応を取っております。それは別に問題ないのかもしれませんが、自由に遊べるスペースの確保ということも必要なのではないかなと思います。

あともう一つ、子供さんが体調を崩した場合、もちろん保護者の方に連絡をしてお迎えに来ていただくわけですけども、保護者の方もお仕事してありますから、そんな急には来れない。その子供さんを休ませておくというスペースもないように思います。

もう一つ、中広川学童保育所の第一はAとBに分けていますけれども、トイレとか出入口は1か所かなと思います。それで仕切りをしてしまうと、実際に活動するのに本当に支障を来すので、仕切りは常に開けて、一緒に活動をしているという状況です。第一をA、Bに分けるとするのは人数的には本当に必要なことかなと思いますけど、それに対して施設が追いついていないのではないかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

昨年から今年、コロナ禍でなかなか、もちろん仕切りを基本的にするんですけど、やはり換気を含めて、どうしてもしなくちゃならないということもございます。仕切りをすれば、当然、一番端っこにドアをつけておりますので、トイレは1か所しかスペース上でできていま

せんけど、そこでの出入りはしていただくしかないと思うんですが、このコロナの中で、なかなか子供さんの健康を見ながらというのが、もちろん学校から帰ってきてからの話なんですけど、そういう中で、指導員さんとして最善の方法として今現在されてあるんじゃないかと思っています。

運動場につきましても、第一と第二の共有的なスペースでございます。そこについても、やっぱり密集というのでもできませんので、どうしても交代交代で連携を取りながら、指導員さんが中心に運営をなされてあると理解しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

先ほどの町長答弁では、将来の見通しとして、少子化も進んでいるので、学童保育所の利用者数も減少するのではないかと考えているということでしたが、来年度に向けての申込みが始まっておりますよね。今現在の数字とか分かりますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

すみません、手元のほうで人数は把握していません。ただ、新1年生につきましては、まだ12月に入ってからの説明会と、その分での受付となっておりますということで聞いておりますので、全体数については現在は把握できていないということになります。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

少子化は確かに進んでいるというのは分かりますが、子供さんが少なくなったからといって、学童保育所の入所希望が少なくなるというふうにはならないかなと思うんですよね。働くお母さん、お父さんたちも増えていきますので。何かアンケートとかを取って、将来の見通しを立てるとかいうことが必要なんではないかなと思いますけど、できそうですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

もちろん社会情勢によって預ける子供さんというのは全然また変わってくるかと思えます。今、学校以外でもクラブ活動とか勉強とか様々なことがございますし、保護者自体も今後の予定というのが立てにくいような今の経済状況じゃないかと思っておるところです。

アンケートについては、1年生あたりは其中で取ったりはされてあるとは思いますが、現在のところ事前のアンケートを取る予定は考えておりません。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

アンケートの計画はないということでしたけど、どんな形であれ、将来の利用希望者数を見通して動いていかなければいけないのではないかということで考えています。

あと次に、配慮を要する子供さんの対応についてお尋ねします。

どの程度が配慮を要する子供さんなのかというのはちょっと分からないところですけども、例えば、学校で一緒に過ごしている友達と学童保育所でも一緒に過ごしたいという要望があった場合、どんなふうに対応しますか。例えば、加配の指導員さんをつけるなどというのは可能でしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、学童保育に加配をつけるような取組は行っておりません。加配が要るようなお子さんにつきましては、大体障害福祉サービスということで、放課後デイサービスというのを基本的に利用されてあります。これは当然、就学前から児童発達支援を受けながら、そういうサービスを引き続き小学校も使っていると。夕方は、やはり集団よりも個別の療育を含めたところを町としても勧めてあるし、子供さんの将来的にも早くそういうので育ててもらいたいということで、今年度も今のところ放課後デイサービスで56人利用をされてあるみたいです。学童保育所でお預かりするについては、やはり集団保育的なことができるような——もちろん申込みされて、受けられるとは思いますが、状況によってはちょっと御相談されることもあるかと思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

放課後デイサービスに行くのか、それとも、地域の学童保育所に行くのかというのは保護者の方の御判断が最終かなと思いますけれども、ぜひお話を丁寧に聞いていただいて対応をしていただきたい。地域の学童保育所に行くということがよしというわけでもないし、放課後デイサービスに行くということがよしというわけでもないで、それは保護者の方、子供さんの様子を見られての判断だと思いますので、ぜひ丁寧に対応をしていただきたいなと思います。

あと、指導員さんの配置についてお伺いします。

先ほどから申しております中広川第二は最高で75人、66人を下回ったことがないんですよ。そこは幸輪会さんのほうも考えて、2人ではなく3人体制でということで指導員さんを配置されていますけれども、子供さんの人数からいうと、支援単位が2つ分ぐらいの人数なんですよね。だから、そういうときにはもっと指導員を増やすというのが必要なのではないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

なかなか学童保育所の人数につきましては、毎年お話ししているんですが、当初、4月は多いんですけど、やはり夏休みを過ぎると人数がかなり減ってしまうというような大きなことがあります。他市町村でしたら年間契約でされてあるところもあるんですが、広川の場合は毎月毎月でしておりますので、どうしても人数の不安定さというのはあります。

ただ、議員の御指摘のとおり、そこら辺りは指導員さんの負担軽減等も含めて、指定管理者と具体的に再度お話をさせていただきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ぜひその点は検討していただきたいと思います。

あと、指導員さんの待遇についてですけれども、コロナ禍でも学校が休校になった折でも、学童保育所は閉めることなく開所をしました。コロナでケア労働の大切さがはっきりしたと同時に、その待遇が低い基準であることも浮き彫りになっています。

指導員さんの待遇はどのようになっていますか。例えば、昇給制度とか、そういうものもございませうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

町長答弁にございましたように、指導員さんにつきましては、本人さんの希望で月給制と日給制という形で分かれておるところです。そして、月給制につきましても今のところ2種類ございまして、全体の統括がお一人と、それ以外が各学級の世話ということでなっております。その他は日給制になっておりまして、その中で毎月打合せしながら、職員の配置については協議して対応されてある状況です。

昇給につきましては、御存じのとおり、今言ったように月給制につきましては2種類あるんですが、その分についてはそういう昇給制度は取り入れはされていないということで聞いております。

それとあと、補助員さんなりその他の日給制の方についても昇給制はないんですが、資格を何か持ってあるということで、それによって若干金額の差はあるみたいです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ぜひ日給制の方とか、最低賃金というのではなく、町の補助的会計年度任用職員並みの賃金という基準で予算を算定すべきだと思うのですが、それは資格があるなしで時給も違っていているということですが、そこら辺はクリアできていますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

こちらが聞いた状況によると、県の最低基準はクリアしてあります。ただ、やはり指導員さんは環境がよくないと、他市町村も学童保育所がございませうので、どうしても環境をよくして、ちゃんと確保できるような体制を考えてあると理解しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

最低基準はクリアしているということですが、本当に指導員さんがなかなか見つからないという話もよく聞きますので、待遇面についての改善も、時給とか、そういう面での改善もぜひお願いします。

あと、もう一つなんですけれども、例えば、平日は6時間ぐらいの勤務、13時から勤務して19時までとなると、そうです。夏休みはさらにもちろん延びて、10時間勤務とかいうふうなことになるのではないかと思います、休憩時間とか、また、休憩するスペースとか、そういうのについてはどうですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

夏休みは1日ですので、8時間勤務で、時間をずらして取ってあると思いますので、休憩はその間でされてあると思います。スペースとして、限りあるスペースで対応しながら休憩をされてあるかと理解しておるところです。ただ、議員が言われたように、長机とか、かなりのものを置いてありますので、それ専用のスペースというのは施設の敷地としては確保はしていません。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

学童保育所については、先ほどから申しますように、施設面でも人数的にも先を見通して検討を始めるべき時期ではないかと思います。あと、指導員さんの待遇、そういうことについてもぜひ検討していただいて、よりよい方向で進むようお願いをしておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、1番山下茂君の登壇を求めます。

○1番（山下 茂）

1番議員、山下茂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

質問通告どおり、下水道計画見直しと今後の下水道加入促進対策についてお伺いします。

下水道計画見直しにつきましては、当初の下水道計画と、それから、現在の進捗状況、そして、今後の計画状況を見まして変更せざるを得ないものと判断されたことだと思います。当然、当初の計画と差があれば、実情に合わせて変更されることは非常に正しい判断だと思っております。今後も広川町のインフラ整備が安心・安全で、なおかつ安価で整備されるのか、現在の状況と今後の計画についてお伺いいたします。

あとは質問席にてお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

山下議員の下水道計画についてのお答えでございます。

町では、快適で衛生的な生活環境の実現や河川などの水質保全を図るため、公共下水道整備を推進しています。しかし、近年、厳しい財政状況や人口減少など状況は大きく変化し、特に、下水道事業の経営状況の悪化は、企業会計に移行したことにより、より鮮明になりました。

そこで、4つのエリアを削減することで約22億円の工事経費が不要となり、減価償却費と起債元利償還金の減少に影響をします。また、このことが将来的に予測される一般会計繰入金金の抑制にもつながります。これは3市1町で構成される矢部川流域下水道の構成市も同じような現状です。

現在、福岡県主導の下、矢部川流域下水道3市1町の負担金の協議を行っており、現負担率が八女市36%、筑後市38.9%、みやま市8.4%、広川町16.7%で負担していますが、今回、八女市と筑後市が見直しを提案したため、決定されれば、八女市32.1%、筑後市37.4%、みやま市10.3%、広川町20.2%となり、町の負担率が3.5%増で、令和3年度負担金をこの率で試算すると建設負担金で約6,300千円増加します。また、維持管理負担金赤字補填額もこの増率分が反映されます。

このような現状を踏まえ、将来にわたり持続可能な公共下水道事業を推進するため、今回、見直しを行います。

さらに、下水道事業の収益を増やすためには下水道整備エリアの接続未加入者への加入促進は不可欠です。積極的な戸別訪問を行い、加入促進に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

まずは今後の状況についてお伺いします。

前回の議会のときも説明がございましたが、人口減少問題が一つの理由として挙げられておりました。この30年間で毎年100名の人口減が広川町でも考えられると言われております。

当初計画は今町長が言われたとおりの数字で、現在、全体で50.6%の進捗状況になっておりますが、今後、広川町での加入率の目標値や処理人口の数など数値的な目標があるか、教えてもらってよろしいですか。

またあと、工場排水等、工業団地もありますので、そちらのほうももしあればよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの御質問でございますが、3月の全員協議会にて令和3年度から12年度までの下水道事業経営戦略については報告させていただいております。また、現在見直している全体計画の中で、処理区域人口や目標値を策定しております。その戦略や策定後の全体計画の目標値に向かって、課職員全員で努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

ありがとうございます。

それでは、加入促進体制と加入の周知について2点お伺いします。

加入促進の対策につきましては、前回、副町長、課長等で推進のほうを進めてまいりますということで話をもらいましたが、現在、機構改革等の話も聞いております。町としての今後の体制づくり等をお伺いしたいという点が1点。

もう一つが、このコロナ禍で、今まで行われていました説明会等が行いにくいような状況になっておると思います。そんな中で、広川町でも公式LINE等をしてありますが、周知をするためにも、例えば、ユーチューブで説明会を行うとか、何か新しい周知の方法は考えてあるか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

まず、加入促進のための体制ということでの御質問からお答えさせていただきます。

まず、副町長と私で対応している案件につきましては、下水道を大量に利用されている事業所、つまり大口顧客を対応しております。事前に私が対応しておりますが、最終段階で副町長のお力をお借りしているという形で対応させていただいております。

今後はさらに経験年数が多い人と浅い人での2人のペアをつくって、加入目標を設定させていただき、積極的に戸別訪問を行い、加入促進を図っていききたいと思います。

また、今年度工事を行っているエリアについても、早急な対応として、接続拒否をしている人、合併浄化槽からの転換を悩んでいる人に対しても、加入促進のアプローチは私以下、職員が徹底して訪問、悩んであれば御家庭に訪問させていただき、下水道と合併浄化槽との比較等の説明、現地での接続場所等々の質問とかお悩みを聞かせていただき、積極的な加入促進を現在行っております。

さらに、補助金を支給している関係課があると思います。未設続者に対しては、その課とも連携し、加入促進に力を入れていきたいと考えております。

さらに、加入促進の周知についてでございます。

加入促進の周知につきましては、例年9月に流域関連市町との矢部川浄化センターによる下水道展を開催しております。しかし、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症対策により、下水道展に加えて、処理場のPR動画作成、啓発物品の充実を図ってまいっております。そのほかに、日本下水道協会による下水道いろいろコンクールの周知や、広川まつりにおいてオリジナルグッズの配布や下水道の相談窓口の開設などを行い、加入促進を行っております。来年度につきましても、この事業はぜひ継続するとともに、ホームページや、今年度、広川町公式LINEを開設しておりますので、LINEを活用し、新たな情報の周知方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

そしたら、その補助金のことに関連してお伺いします。

現在、広川町では水洗便所等改造資金助成金のほうが行われておりますが、これは供用開始の次の年までに接続すれば100千円、次の年は80千円、また次の年は50千円というような補助金が出るような体制になっております。最近、コロナ禍でサプライチェーンの不具合といったような形で、物が届かないとか、工事をしたくてもできないというようなことが起こっております。実際、僕のうちでも水洗工事をしようと思いましたがトイレがなくて、トイレ工事はすぐはできませんよというごたっ話でした。それとともに、多分コストアップ、値段のほうも上がってきていると思いますが、今後こういう補助金等の期間を長くするとか、例えば、金額を増やすとか、基本的には加入される方がするものなのは分かっていますが、促進という意味で、今後、補助金等を何か新しく増額するとか期間を延ばすとか考えてあるか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

その点につきましては補助金の公平性並びに歳出抑制のために考えておりませんが、ただ、経済状況等がある程度悪化すれば、ある程度の検討はせざるを得ませんが、現状としては考えておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

ありがとうございます。

推進対策のほうもいろんなやり方を考えておられて、モデル地区をつくったらどうかということを思っております。私の住む新代地区では下水道の環境が大分そろってしまっていて、それとともに、地域の変化というものが起こり始めております。もともとの用水路に水がほぼほぼ流れないと。下水道に流すからですね。そうすると、どうなるかということ、合併浄化槽とか単独の方だけが流すと。すると、非常に異臭がしたりしております。また、そういう用水路というか、溝みたいなものがずっとあるので、高齢の方がそこに落ち込んだりとか、そういうこともございます。

どういう形か分かりませんが、区長さんや衛生班長さんに協力をいただいて、モデル地区といいますか、そういう幅広い意味で新しい町民の方に訴えるようなことができないか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

まず、加入促進につきましてはのモデルでございますが、現在、それらにつきましては、やはり個人情報等の観点がございます。また、区長、衛生班長さんあたりにモデル地区というものを限定しますと、現在やっておる業務にプラスアルファで区長、衛生班長さんの業務が増えるということになりますので、加入促進につきましては担当課で対応していきたいと思っております。

もう一点の悪臭がするという点につきましては、合併浄化槽等の臭いがするという点で

あれば、私どもの生活環境係のほうで現地に向かい、指導等を行いたいと思います。また、悪質な場合は県のほうと連携を取って行政的な指導を行いますので、それについてもモデル地区という形ではなく、我々の業務としてやりたいと思っておりますし、側溝等の危険になりますと、道路、いわゆる建設課とも一緒になって考えていきたいと思っておりますので、その情報等は加入促進とは別として、建設課と環境衛生課で受付させていただき、早急な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。

ぜひそういうことに対応してもらって、美しいというか、きれいな住環境のほうを整えていきたいと思っております。

それでは、上下水道の人材育成についてお伺いいたします。

広川町の第4次総合計画でも2060年までの人口推計等が描かれておりますが、もちろん上下水道も30年先、50年先を見通し考え、運営されていることだと思っております。特に、こういう上下水道関係の建設部門や施設管理等、運営といったものは非常に専門知識が必要とされているところだと思っております。人材育成、人材確保についてどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

山下議員の御質問のとおり、上下水道部門の建設部門は、施設管理、運営の専門職の必要性並びに人材育成や人材確保などの問題は非常にあります。まずは総務課の財政係とともに、現在行っている健全経営のための経営改善を検討、分析とともに、検討した内容を実施し、将来の上下水道のビジョンを示した上で、専門職人員等の必要性をしっかりと分析し、経営に即した人員確保を実施したいと考えております。

また、上下水道は資格が必要なものもございます。その点については、政策調整課の人事・法制係と協議しておりまして、年に2名の資格取得を5か年計画というのを立てております。そうすることによって、今後、前議会等で説明したとおり、更新時期に向けた人材育成等は着実に進めている状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

無事に予定どおり資格を取られて、順調に業務が回るように努めていただきたいと思います。

それから最後に、町長が言われたとおり、上下水道とも企業会計のほうに移行されました。現在は建設費、運営費など、足りない部分を一般会計から持ち出している状況でございます。施設の長寿命化、経営の安定化に努められ、今後も住みよい広川町になるようお願いして、

質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

その前に、先ほどの江藤美代子君の質問に対して私のほうが、議案は3回までの質疑ということになっておりましたが、一般質問については回数の制限は設けてありませんでしたので、ここで修正とおわびを申し上げます。江藤議員、申し訳ありませんでした。

次に、3番竹下英治君の登壇を求めます。

○3番（竹下英治）

最近、地震が頻発しています。群発しているんですけども、これで3.11を思い出して、南海トラフ、気をつけないといけないかなというふうに感じている昨今でございます。

コロナ禍ということで整々とやれということでございますので、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

本日は一般質問、私のほうからは3つほどさせていただきたいと思います。1つは、教育長、残りの2つは、大きく2つなんですけど、町長に対してやらせていただきます。

早速、教育長に質問させていただきますけれども、私は何でそんな難しい名前をつけたんだろうと思っていますG I G Aスクール構想、もっと分かりやすい名前がよかったんじゃないかなと私は思っています。このG I G Aスクール構想というのは、昨年度、学習指導要領が10年ぶりに改訂されましたことを受けて、学校の、いわゆる教育自体をすべを変えたいという趣旨でやられているというふうには伺っております。

これについて、G I G Aスクール構想の実践に関しまして、県とか国からは方針等がいろいろ示されている状況にはあると思うんですけども、広川町にマッチしたG I G Aスクール構想の実践、これはどういうふうな在り方だろうということに関しまして、教育長御自身のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それと、コロナ禍で1つよかったこととして、端末が前倒しされて、既に昨年度末に児童・生徒全員分を整備された状況にあるんですけども、これは多分、学校に行けなかったときに家庭とを結んだ教育がいずれできるようにというお考えで前倒しされたのかなと私は理解しています。そういうことで、このリモート教育の意義と問題点についても言及を含めていただければというふうには思っております。

教育長に対しては以上です。

続きまして、町長に対して質問をさせていただきます。

まずは稲作の営農についてお伺いをしたいと思います。

最近、いわゆる生産者米価が非常に安いんだという声をお伺いします。今後は大豆とか麦を含めて、米とか作っとられんばいという声も実際お伺いをいたしました。さきの衆議院選挙で、これは筑後の出陣式で、当時の藤丸候補者が選挙の票読みと、あともう一つは、インフラ整備について話をされたんですけども、珍しく参加者の中から質問、異議ありという声が出て、今日来ている多くはみんな農業に従事しているんだと、農業に関する言及がな

かったんだと。特に、今年は米がばさらか安かっぜ、何かそれについて意見はなかつか、言葉はなかつかというような言葉が出ました。ところが、藤丸さんはその場では回答できずに、次の農政連に対する個人演説会で回答するという状況で、これは非常に難しい問題なんだろうと思います。

事前の担当課との調整においても、これは一個自治体ではなかなか対応できるようなマターではないという話とともに、最近は飼料米の作付、これもはやっているんだというような話はお伺いいたしましたけれども、私は近い将来、食料事情の問題が日本においても来るんだろうと思っています。そのときに、やっぱり稲作は大事だという考えを持っております。

よって、なかなか一個自治体の問題ではないかもしれないけれども、この生産者米価の町の状況と、また、かかる生産者の意見をどのように捉えているかの御意見をお伺いしたいと思います。何か対策があれば、それもお伺いできればというふうに思っています。

最後の質問は、上広川校区の、いわゆる過疎対策に係る3号バイパスについての御質問をさせていただきます。

現在、この3号バイパスは実は業務がストップした状況にあるのかなと思っています。その理由は、今年2月、福岡県の都市計画審議会において、内容的に議論するにはまだ中身が整っていないんじゃないかというような趣旨で保留になった状況にあります。これは頑張れば決定が取れるものと思っていますが、非常に慎重に対応しないと、状況によっては不採用と、不採決になる可能性もあるので、今後とも慎重に対応しないといけないというふうに思っています。

先般、11月なんですけど、国道事務所にいろんな質問があって電話しました。ところが、いろんな質問を投げかけたんですけども、なかなか明瞭な回答は得られないという状況がありました。この業務の進め方についても、非常に困惑した状況というのが電話でも感じ取れたという状況です。ちなみに、これは事務方じゃなくて、幹部の方との話でございます。

あえてそういう状況において、もう一度この3号バイパスを広川町で造る意義について確認することは意味があるかなと思いますので、3号バイパスを造る意義について、まずは町長のお考えを改めてお伺いしたいと思います。私はあくまでも事業を推進するという賛成の立場から、これはお伺いをしたいというふうに思います。

次の質問は、前回の9月定例会で、このように3号バイパスの業務が止まっているものですから、どうされるんですかというような趣旨で質問したときに、町長からは、コロナ禍でなかなか動きづらい状況にあるけれども、今後邁進するんだというようなお言葉がありましたので、9月定例会以降、どういうふうな御努力をされたのか、そして、その成果等はどのような状況にあるのかについてお伺いをしたいと思います。

次の質問は、先ほど申し上げました福岡県の都市計画審議会に直接関係する事項について2つほど質問をさせていただきます。

1つは、これは僕は町長と考え方はほぼ一致したんですけど、新たな期成会をつくる必要はないと。もう既にありますからね。ところが、町長からは推進協議会なるものをつくるんだというような御意見だったと思います。私といたしましては、今でもそういうふうな推進協議会も含めて本当に要るのかなという考えは持っているんですけども、そのときは、つくるからには実のある組織づくりにしていただきたいというふうに申し上げていた部分があります。

改めてこの推進協議会を設ける意味、それにどういう機能を与えるのかということについてお伺いをしたいと思います。

なお、あと編成状況があれば教えていただきたいと思います。

この推進協議会なるものは、多分、国交省の九州地方整備局なり国道事務所からの助言なり依頼があってつくられるのかなというふうに考えているんですけども、九州地方整備局や国道事務所が今の状況を本当に把握しているのかというふうなことも私は思っていますので、この辺のところはよろしく御回答をいただきたいというふうに思います。

それと、都市計画審議会の中で非常にフォーカスを当てられた部分として、広川町の部分の上広川小学校に国道バイパスを当てるという問題について非常に指摘をされていたというふうに思います。私は9月定例会でも申し上げたように、人口減少地域定住促進強化条例にもあるように、町長が事前にそういうふうな国への対応をされてもいいんじゃないかと。それはよしにつけあしにつけ、ある意味、政治力なんだから、私はいいので、もっと堂々とされて事に当たられたらどうかということ失礼ながら申し上げたんですが、その考えは今でも変わっておりません。

よって、上広川小学校に当てる——表現は悪いんですが、当てることについて最初に要望をされたのは国道事務所長か広川町長かということについてお伺いをしたいと思います。

もう一つ、これは最後になりますけれども、今でも私はこの3号バイパスについては久留米を入れた計画にすべきだという考えを持っています。9月定例会でそういうことを申し上げたときに町長からは、それは国道事務所のほうで、第1期が八女、広川、2期として考えているんだというような御発言があつて、それはどうやって担保されるんですかというふうに最後に申し上げたんですが、その後、やっぱりそういうふうな内容について御提示をいただいていませんので、もう一回、本当に久留米のほうに担保されているのかどうかについてのお考えをお伺いしたいと思います。もしそれが担保されているのであれば、じゃ、誰に聞けばいいんだということですよ。

先ほど私が国道事務所に11月に電話したときに、実はそれを僕は聞いたんですよ。もししたら、やっぱり明確な回答はありませんでした。ただ、計画段階評価もやっていないので何とも言えませんというのが大体の回答だったと思います。そういうことも付言させていただいた上で、今申し上げた質問をさせていただきたいというふうに思います。

あとは質問席でやらせていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

ただいまの竹下議員の学校教育についての御質問について御回答を申し上げます。

GIGAスクール構想とは、1人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society 5.0の時代を生きる子供たちのために、個別最適化され、創造性を育む教育を実現させる施策です。今後はタブレットを文房具や教具と同じように日常的に活用していくスキルを身につけさせていくイメージを持っております。

本町におきましては、今年度はまずは教師も子供たちもタブレットに慣れるといったことを考えております。現在、子供たちは自分の課題解決のためにタブレットを活用しております。例えば、自分の考えや答えを教師に送り、教師が一人一人の反応を確認したり、学級で

意見を共有したりしながら一斉学習を行っております。また、自分の理解度に応じてドリルを解くような個人学習をしたり、自分が調べた情報を友達と共有し、友達と編集をしたり、スライドや動画にまとめて発表したりするような協働学習をしたりしています。このようなタブレットの活用を通して、個に応じた学習や協働的な学習を通して、主体的に学習に取り組む子供たちを育成するための授業改善に教師も取り組んでおります。

このように、今年度はまずはタブレットに慣れさせながら、学校内での活用を充実させています。その一方では、児童・生徒の学びの保障の観点から、家庭学習への活用、不登校児童・生徒の学習への活用、非常時での活用等における端末の持ち帰りの環境づくりも考えております。現在、各学校で調査を行ったところ、一部の家庭にインターネット環境がなかったり、インターネット環境があまりよくなかったりといった状況があります。今後は児童・生徒の学びを保障するに当たって、そういった実態をしっかりと把握し、通信環境の整備を行いたいと考えております。

また、それと並行しながら、学校においてオンラインを活用して、全校集会や、あるいは他校との交流等を行い、家庭に持ち帰ったときに活用できるように学習を進めております。もちろんオフラインでの持ち帰り学習も可能ですので、その準備も計画しております。また、持ち帰りに当たっての情報セキュリティーの面でも、学校では情報モラルの学習と保護者への啓発等を進め、教育委員会ではそのセキュリティー対策を進めております。

このICTの導入に当たって、評価等のデータ収集や、あるいは学級事務の効率化が図られ、教員の負担が軽減され、子供たちと関わる時間の確保ができ、児童・生徒に対する教育の充実にもつながると考えております。そのようなことを含め、今後、電子黒板の配備など、校内の環境づくりを進め、これから4年間をめどに推進計画を作成し、国の示す理念を達成できるようにしたいと考えております。

私のほうから御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

竹下議員の稲作営農についての質問でございます。

米は日本の食料供給において最も重要な作物であり、広川町でも約183ヘクタールで主食用米が栽培されています。今年度の米の価格については、コロナ禍の影響による消費量の減少や他県産米の進出により、概算金での販売価格比較となりますが、夢つくし、元気つくし60キロ当たり前年比1千円安、ヒノヒカリ前年比1,500円安と、大変厳しい稲作の現状となっております。

このことにより、広川町では地域の水稻を担っている農業法人の収入に影響があったものの、多くの農家については高収益型の園芸作物との複合経営をなされているため影響は少なかったが、農業収入全体で見ると、一部の野菜などとの複合経営者の収入に影響があったとの報告を受けております。

今後、国、県において令和3年産米の価格下落に伴う検証、対策がなされますが、町としましては、国県米施策に準じて、米の価格安定のため、生産団体と一体となり、米のブランド力強化や販売取組、主食用米から多用途米への転換などを通じ、県産米の価格安定、需要に応じた米生産を推進してまいります。

次に、上広川校区の過疎対策推進についてでございますが、国道3号広川～八女バイパス計画は、通過交通を分離することで国道3号の交通を転換し、渋滞の緩和、交通事故の減少が図られるほか、第三次救急医療施設への搬送時間短縮や産業活動における速達性の向上などが期待されます。町としても、広川～八女バイパスは上広川校区の活性化に寄与するものであると考えております。

このバイパス計画の推進に伴い、道の駅構想や産業団地の開発構想を進めることが可能となります。道の駅の整備により地元で取れる新鮮な果物や野菜などの販売が可能となるなど、新たな販売拠点の創出が可能となるほか、商業施設がない上広川校区における地域の商業施設としての機能が創出され、地域のにぎわいも出てくると考えております。また、産業団地の整備により雇用の創出と税源の拡大が望めます。活力あるまちづくりと持続可能な地域づくりのためには、国道3号バイパスの整備が必要であると考えております。

このバイパス計画の実現のためには、福岡県の都市計画決定が不可欠となっております。このため、県都市計画審議会に諮るための協議を国、県、八女市と行っております。9月議会においても私が答弁した推進協議会の設立につきましては、県の都市計画審議会において、八女市では地域の期成会ができて住民の合意を積みながら県なり国なりに要請があっているが、広川町の場合はないということで、地域の盛り上がりがないといった部分について指摘を受けての対応です。現在、八女市と協議し、両者が一緒になった一般国道3号広川八女バイパス整備促進協議会を設立するための準備を進めており、今月中には設立予定であります。

ルート選定については、交通の安全性、円滑性、経済性などのコントロールポイントを考慮し、国が総合的に判断し、選定しています。町からは集落への影響を最小限とすることを優先事項として国に要請し、公共用地が道路整備に必要な場合には協力する旨の申出を行いました。国として総合的に勘案した結果、集落を可能な限り避け、町が小学校用地について協力することを想定し、このルートが選定されたと聞いております。

国道3号バイパスの要望は、以前より広川町、八女市、久留米市の3者で要望を進めてまいりました。今回、事業ルートが広川～八女間になっておりますが、本町としては将来的には久留米市までの整備を進めてもらうよう話をしております。9月議会で第2期と回答した点は、次の段階を見据えた要望であり、国からは久留米市内の3号線の渋滞対策について、別途、福岡県交通渋滞対策協議会において道路の整備や交差点改良等の対策を検討していくと聞いております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

まず、教育長に質問させていただきます。

いろいろGIGAスクール構想についてはお考えをいただきまして、大体理解いたしました。

その中で、若干質問させていただきたいんですが、協働学習に使っていらっしゃるという御説明が一部あったんですけども、協働学習に使うことは、いわゆる指導する先生も含めて、例えば、よく言葉を使うのは、アクティブラーニングとかいう言葉がこの協働学習によく入れられることが多いと思うんですが、その辺のところは本当にうまくいっているのかど

うかということを若干御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

協働的な学習はこれまで、例えば、子供たちがグループをつくって話し合い活動を行う、あるいは道徳の時間にそれぞれの考えをもって話し合い活動を行うという場面がなかなか今取れなくなりました。そこを今入れている学習アプリの中でオクリンクというシステムがございまして、子供たちがそこに書き込んで、それを班、グループで集約して先生のタブレットに送るといったような活動を現在行っております。あるいは先日、上広川小学校で書写の授業を見に参りましたが、それぞれ自分たちが書いたものをお互いのグループで見合せて、よい点、悪い点、自分が修正したい点などを出し合せて、また先生に送るといったことが現実に既にスタートしております。それを先ほど私が申しましたタブレットになじむ、あるいはそういう学習アプリに慣れるといったことを今年度は進めていこうというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

分かりました。協働学習といって国が提示した内容と必ずマッチングする必要がないので、広川町の現状に見合ったところでやっていただければというふうに思います。

それと逆に、今度は国がGIGAスクール構想の重要な点を幾つか挙げているんですが、1つは、授業もそんなんですが、先生が校務で使用するんだというような項目が5項目のうち1項目で挙がっていたと思うんです。多分、働き方改革にも通じる内容であると私は理解しているんですが、この辺のところの教育長のお考えを御披瀝いただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

校務での活用につきましては、やはり学校の校務支援ソフトもございまして、それと連動いたしましたような取組もありましょうし、あるいは今、朝の活動で出席確認、健康状態を確認しますね。そういったものも既に子供たちが3つぐらいのマークを押せば、全部一遍に集約できるようなアプリもございまして、あるいは学級日誌をデジタル化してしまう、あるいは子供たちの生活ノートをデジタル化して、先生が一括して集約するといったことがございまして、そういった教員の業務の軽減化にも努めていくというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

分かりました。

大体いろいろ考えていただいているということで、教育長に本当にお任せしたいと思うんですけれども、このGIGAスクール構想は、やっぱり相当のいろんな準備が要ると。私は特に大変なのは、教職員側のこれを準備する状況、授業をするにつけても、先ほどの校務についても、私はそれはなかなか一朝一夕にはいかないんだろうと思います。だから、あんな

り国の方針等に軽く転がされて拙速になるよりは、私はステディに、ゆっくりと確実にという方法がいいのかなと思っています。

それと、あともう一つ、リモート教育に関しては、それをやろうとすると新たな経済格差が明確になったり、いろんな問題も包含していますから、そこら辺は慎重にやっていただければというふうに思います。

いずれにしても、ゆっくりと広川町に合ったGIGAスクール構想を具現していただくようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、稲作について、大体町長がおっしゃっていただいた件で納得しました。なかなか一個自治体ではどうこうするという話はないのかもしれないけれども、やっぱり広川町では、例えば、圃場整備とかいうものも大体田んぼで過去やられたんだろと思うんです。この辺の田んぼを今後ともちゃんと必要な部分は維持して、いつでも稲作が広川町でもできる体制というのをいろいろ御考慮いただいて、管理していただければというふうに思います。

これについては、先ほどの町長からの御回答で、特に粗質問はありません。

続きまして、3号バイパスについての質問をさせていただきます。

一部、町長から3号バイパスができる意義について、新たに商業地域というんですかね、それができるような御発言があったと思うんですけれども、広川町の都市計画審議会において担当課長からは、いわゆる3号線沿いの中心街を移動するような考えはないんだというような御発言があったと記録に残っているんですが、この辺との整合はどうなっているのか、質問させていただきます。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

都市計画におきます中心地が動くのではないかなというような問題点、それに関しましても都市計画課のほうと協議をしております。今回のルートを見ますと、山裾部分に来ますので、今の現道の3号線のような商業地を形成するような区域になりません。なおかつ道路自体が旅行速度を確保するために高い位置を通るような道路になりますので、その点からしても、そういうことはなかなか考えにくいと。

町長から答弁があった商業施設という分野については、あくまでも道の駅の構想、それをにらんだものだと思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

推進協議会についての質問をさせていただきたいんですけれども、推進協議会をつくってから、推進協議会で何をするんだというような明確な御回答がなかったと思うので、推進協議会にどういう機能を持たせるのかについての御説明をもう一回お願いします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

国、県と協議する中で指摘を受けているのは、やっぱり地域の盛り上がりがないんだということをおっしゃったので、その点に関しまして、関係団体、今回、メンバーに関しまして

は、両首長並びに議会のほうからは、議長をはじめ、地元の議員さんたち、また、常任委員長の出席をお願いしているところでもあります。さらに、区長会の代表、また、農業委員会であるとか農振協議会、J A、森林組合、商工会、観光協会など、幅広い団体に参加をお願いして、地域全体で盛り上がってやっているんだということをここで示したいと思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

すみません、今の組織をつくって盛り上がっているということを見せるということですか。都市計画審議会の中で、確かに参加する委員から盛り上がりがないと言われているんですけども、ちょっと私はその辺は言いがかりをつけられていると思っていて、そもそもこういうふうな大事業の特性として、全ての町民とか住民の了解、賛成を取って、わっと盛り上がるというのがあるかなと私は思うんです。大体これが本当に広川町の将来に向かっていい施策であったら、たとえ町民の反対意見があったとしても、その反対意見が本当に的を射た反対意見であれば、それは耳を傾けなくちゃいけないけれども、ただ単に税金の無駄遣いだとか、そういった表記的な話であれば、首長が責任を持って事業を推進して、必ずしも盛り上がり、盛り上がりというようなことにあんまり拘泥する必要はないのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

都市計画審議会で保留になった原因が、1点はそこだということを言われていますので、そういう形での組織化を考えております。当然、単純に盛り上がりを見せるということだけではなくて、ちゃんとした説明責任も果たしていく必要があると考えておりますので、この分につきましては、国であるとか県、そういったところへの要望活動も一緒になって進めていこうという考えではあります。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

今、課長から御説明があったものが推進協議会に与える機能と考えていいんですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

期成会に近いものがありますけれども、そういった考えだと思います。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

物事を解決するときというのは、原因が何かということをよく見極めないと、徒労に終わったり、効果がなかったりするというのは当たり前のことなんですね。だから、福岡県の都市計画審議会がそもそも何で決定に至らなかったのかというのはどういうふうに把握して

おられますか。一回、県から聞いたということで建設課長から過去御説明があったことは記憶しているんですけども、改めて県の都市計画審議会がなぜ決定されずに、特に、広川町の部分がフォーカスを当てられていますよね。八女もほぼ同じ状況であると私は思っているんですが、なぜそういうふうなことにフォーカスが当てられたのか、どのような状況分析をされているのかを御披瀝いただきたい。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

国、県、八女市と随時協議をしてきております。そうした中では、今話したとおり、地域の盛り上がりがないという点、さらに、一部では反対運動とかがなされていて、そこへの説明責任がまだ果たされていない点、そういった点が指摘として挙がっていますので、そういった分野での対応を考えていく必要があると思っています。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

その辺の地元への説明は国道事務所にやらせてください。それはもともと将来の事業者となるのは福岡国道事務所なので、今どうなっているんだとか、なぜこのルートに決まったんだということも含めて、国道事務所に——僕は国道事務所の現場への説明が少ないなというふうに非常に感じていますから、ぜひとも国道事務所にやらせていただきたいというのと、やっぱり福岡県都市計画審議会を見ると、その委員が非常に拘泥されているのが、当初から上広川小学校に当てたんじゃないかと。それがどうもフォーカスを当てられているんですよね。だから、これを国がいろんな状況の中で決め込んで、結果的にこうなったんだというような話をされると、今後、本当に都市計画審議会で決定を得ることができるのかと私は個人的に考えています。

例えば、3月定例会で町長がこういうふうな上広川小学校の話をしたのは去年11月だという回答が当初あって、後で、質問者の私を無視して5月に変更されましたよね。その変更された理由というのが、文書名は分かりませんが、令和2年度の広建土何とかという文書だったと思うんですけども、その決裁日が令和2年5月22日だったですよ。令和2年5月22日というのは実は金曜日なんです。金曜日でしょう。土、日があって、月、火で国道3号バイパスの上広川小学校へ与える影響について町のほうから関係者に対する説明があっています。この説明の中で、上広川小学校を建て替える場合の規模については1学年2クラス——今、同程度ですよ。であるとか、副町長からは、町長からは近隣で建て替えて、社会体育機能も付加するんだというような御発言も、非常に厳しい要求も受けているという御説明があっているんです。

そのとき担当課長からは、いろんなルートは決まっていなくても、上広川小学校に当てることだけは唯一決められているという御発言があっているんですけども、そういうふうな大切なことをどうやって広川町に福岡国道事務所が連絡してきたのか。文書か何かあるのか、それを教えてもらっていいですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

私が学校に当てるといふ話が決定したといふのはちょっと記憶にないんですけども、恐らくルートが決まったといふ話に関しては、国からちゃんとした連絡があつて説明していると思ひます。その段階で、当然ルートが決まったといふことで学校の問題が出てくると思ひますけれども、事前にそういった学校だけのことを考へての話をした覚えはありませんので、申し訳ありません。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

そしたら、課長、議事録をもう一回読み直していただければといふふうに思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

久留米市を入れる入れないの話なんですけれども、先ほど申し上げたように、やっぱり町長からは1期、2期といふ表現については、そういうことだったんだといふ御説明をいただいて分かつたんですが、そもそも1期、2期についてもう一回こだわると、1期、2期といふのは、全般像が大体決まった中で半分ずつやるときに1期、2期といふことで、ルートも全般的に決まった中で言うんだらうと私は思ふんです。将来的には久留米の分もできるんだといふ話と、やっぱり1期、2期でやる部分といふのは、ルートも状況によっては変わってくるだらうし、例えば、そういうふうな小学校の部分もひょつとしたら変更があるかもしれない。

そういう中で、久留米を入れるといふことについて働きかけているといふことなんですけれども、広川町がそれを訴える効力といふのがあるのかと私は思ふんですけれども、何か御意見ありますか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

何回も申し上げますように、当初、久留米市、広川町、八女市で協議をしておりました。勉強会も何度も開いてもらつております。久留米市長さんもおいでになつて、一緒にやりましょうといふことを言われたんですけども、久留米市の内部でのルート選考についてなかなか話が進まなかつたんだらうと私は思ひます。事情は聞いておりません。あるとき国のほうから、起点、広川町、終点、八女市といふことでやりましょうといふ話になつただけの話で、私たちはあくまで道の駅といふ構想を持っている以上、久留米とつないでもらつたほうが本当はありがたいんです。ですから、久留米市のほうも急いでやってもらうように催促をしていただきたいといふことを常々申し上げているだけの話です。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

その久留米との話のとき、いろんな反対もあつたと聞いています。主に久留米の商工会議所が、やっぱり新たな道ができると、先ほどのうちの町の話じゃないんですけども、センターが移動する可能性があるとか、そういったことで一部反対が出たやに伺つているんですけども、今度、久留米市長選がありまして、商工会議所が推している方が当選した場合に

については、もしそれが前提であれば、なかなか久留米の部分の国道3号バイパスというのは厳しくなるのかなというふうに私は考えています。

よく引き合いに出されるんですけども、あまりあれですけど、隴大橋、ありますよね。これはまさに古賀先生に失礼だけど、誠橋という言い方をされておって、これは税金の無駄遣いだという象徴にされているんですが、実はいろんなことを確認しますと、古賀誠先生はそれを最初に話したとき、おまえ、本当にこのような橋が要るのかというような話をされたという事実を僕は確認しているんです。それがやっぱり地元の町長等の非常に強い要望があったから、選挙もあるので受けられたということで、本当に古賀誠先生の名前が悪名として残ってしまっているんですよ。

今の国道3号バイパスのルートを見たとき、高架でなっていると。三潞上陽線から乗ったって、北側に行ったら、あそこの工業団地の入り口までしか乗れないわけですよ。まさにこれは広川町の都市計画審議会で建設課長が——都市計画審議会だったと思うんですが、いわゆる産業道路として考えてもらいたいという御発言があっているんです。それはそれでいいんですよ、工業団地ができれば。今も工業団地から税金が5億円ぐらいですかね、いろんなことで落ちているということを聞いていますからいいんですが、やっぱり住民への説明によっては、通勤とか生活も買物も便利になりますよというような言いぶりを過去されています。ところが、実際それは町民にとって本当にそんなことがあるのかというルートで、またそれは誠道とか、そんな言いぶりになったら、古賀誠先生に大変失礼なことになるなど思っているんで、本当に早くできればいいんですけども、ゆっくりとこの3号バイパスについては、広川町の本当の真の発展になる、そういう道造りをぜひともやっていただきたいというふうに思っています。

そういうことで、3号バイパスも本当にできることを期待していますので、町全体で対応していただければというふうに思っています。

すみません、最後は質問にならなかったんですが、私の質問は以上で終わらせていただきます。（「すみません、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（野村泰也）

許可します。町長。

○町長（渡邊元喜）

隴大橋は、またちょっと話が違うんですよ。ここで言うべきじゃないと思いますが、あれは久留米の杉谷に道路ができていますよね。八女市から杉谷の下り口まで。杉谷から高良内までの道路を整備するというので、そしたら、八女東部の人たちが短時間でいける道路になるということがもともとの発想なんです。しかし、そういったことは話の中では抜けておりますので、今言われるような話になってしまったということです。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

表現は悪かったかもしれませんが、その背景については私も承知をいたしております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は12月14日午前9時30分から開議いたします。

なお、12月9日木曜日、午前9時30分から3階大会議室において全員協議会を開催します。
よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

午後1時44分 散会